

平成 2 1 年 第 7 回

さつま町議会会議録

平成 2 1 年 7 月 3 0 日 開会

さつま町議会

平成21年第7回さつま町議会臨時会審議結果

平成21年7月30日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
68	陰圧式エアータント購入契約の締結について	H21. 07. 30	H21. 07. 30	可 決	—
69	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について	〃	〃	可 決	—

平成21年第7回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成21年7月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（19名）

1番	森山大議員	2番	東哲雄議員
3番	麥田博稔議員	4番	米丸文武議員
5番	川口憲男議員	6番	新改秀作議員
7番	平八重光輝議員	8番	平田昇議員
10番	岩元涼一議員	11番	内之倉成功議員
12番	柏木幸平議員	13番	楠木園洋一議員
14番	内田芳博議員	15番	桑園憲一議員
16番	市來修議員	17番	新改幸一議員
18番	木下敬子議員	19番	木下賢治議員
20番	中尾正男議員		

欠席議員（1名）

9番 舟倉武則議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	丸田忠君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君		
健康増進課長	楠木園建雄君		
消防長	田上泉君		
総務課長	湯下吉郎君		
工事検査監	岩切秀久君		

○本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 6 8 号 陰圧式エアータント購入契約の締結について

第 4 議案第 6 9 号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成21年第7回さつま町議会臨時会を開会します。

9番、舟倉武則議員から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、平八重光輝議員及び8番、平田昇議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結について」でございます。

これは、感染症対策に使用する陰圧式エアータントの購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○健康増進課長（楠木園建雄君）

「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第68号について、質疑はありませんか。

○楠木園 洋一議員

地元業者が入っていないんですけど、この電子入札法はどうするんですか。それから算定基礎はどのようにもっていくのか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回購入をいたします陰圧式エアータントにつきましては、町内業者がなぜ入っていないかということでございますけども、購入する品物につきましては代理店契約を取っている品物でございまして、町内にそういった代理店契約を行っている業者がいないということで、特別な物件ということになっております。メーカーが県内に3店舗、代理店を持って販売しているという状況でございましたので、議会のほうからも指摘がされている中で町内業者でできればということも考えましたけれども、状況がそのような状況であります関係上、この3業者に決定したということでございます。

算定の基礎につきましては、予算を計上いたす段階におきまして、メーカーからの見積書を徴収いたしております。そのメーカーからの見積書を基礎としまして、予定価格を算定をし入札を執行しているという状況でございます。

積算するとしましても、なんら私どもとしましてもそういった積算の根拠というものが無いものですから、こういう特殊なものについては、どうしても事前に業者、製造メーカー、こういったところからの見積書を徴して予定価格の対象としていく、こういうことで取り扱っているところでございます。

○麥田 博俊議員

前の説明のときに新型インフルエンザの疑似患者の発生対応のため、一般の患者と隔離したテント内での診断と治療ができる体制整備として陰圧テントを購入すると。薩摩郡医師会病院に設置するということだったんですが、新聞報道等を見てますと普通のインフルエンザ、37、8度、今まで私たちがかかっていた香港型、ソ連型、判らないんですよ。国が指定するのもやはり、保健所で指示するかなんかして分けているわけですよ、説明のときにも疑似患者が出たときに。

そしたら、町内の患者がもし大量に発生すると、素人考えではその新型かソ連型か香港型か全然わからんわけです。37、8度熱が出て風邪かなと思ったら今までは全部民間の病院に自分の行きつけの病院に行っていたんですけども、今度の場合は37、8度熱が出たときに、ここの医師会病院に行って調べなければいけないということになるわけですよ。

その辺が町民の方に果たして疑似か本当の新型かというのが判るのかどうかということが1点あるんです。

それと大量にいったときに国の場合は、外国から帰ってきたのも全部隔離してました。町内の場合、結核の場合は医師会病院の裏のほうにあったんですが、今のところ医師会病院でも何床ぐらい準備ができるのか、隔離病棟ですね。国も最終的にはもう自宅で軽い人はして下さいというようなこともでたようですけれども、橋下知事が言われてですね。

防護服を救急患者の搬送のためにとって560セットですか、新たに買われたわけですね。

ども、独居老人とかいろんな方がなったときに、全部医師会に熱がある患者を連れて行かなければならないということになると思うんですが、その辺の対応をどのようにお考えになっているのかお伺いしておきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回の陰圧テントにつきましては、新型インフルエンザが発生した場合の発熱外来に対応することが大きな目的でございます。

そうしたときに発熱外来を陰圧テントでやらないということにつきましては、先の議会のときにも説明申し上げましたように、どうしても本町の場合におきましては、初期の発生の段階では、川内市民病院が発熱外来ということで指定をされております。これが、拡大期、蔓延期になってまいりますと、どうしても川内の市民病院だけでは対応しきれないという段階になってまいりますと、この地区では郡の医師会病院がその機能を担うということになっております。

そういうことで医師会病院と協議をしました中で、医師会病院として発熱外来はまず新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし感染拡大の防止を図るんだということ。そして、蔓延期以降は感染防止策を徹底した上新型インフルエンザの患者の外来集中に対応しながら軽傷者と重傷者のトレアージ、これは傷病の程度に応じて優先順位を付けることにより、入院治療の判断をすることが求められている。こういうふうな発熱外来の目的はなっております。

この場合において、今言いましたように患者を振り分けることができるかということを医師会病院を協議しました中で、そういった建物の構造とスペースがないということでございましたから、そうであれば建物の外にドライブスルー方式の陰圧テントを設置してそこで対応していきたいということになりました関係から、このテントを購入したということでございます。

今度はこうした患者が来るときに疑似患者かどうか判らないということでございます。そしてまた、大量に来たときにどうするかということでございますけれども、まず自宅でインフルエンザの症状が出たということ、これは2、3日の潜伏期間を経て38度以上の熱、これが一つあると。そして、激しい体の倦怠感、そしてまた筋肉痛、関節痛、それから下痢や腹痛の初期症状、が現れて、数日以内に息苦しさ、激しい咳、呼吸困難などの肺炎症状、さらにけいれん、意識障害、呼吸困難、食欲低下、吐き気、こういった症状がずっと現れていくわけですが、

こういった症状が出たときには、まず病院に行く前に川薩保健所、役場にも相談窓口が設置されます。そういうところに電話をしていただいて状況を説明していただくということです。

そしてその状況を聞いて、必要なそれぞれの措置を、発熱外来や発熱センターに行ってくださいということ。あるいは指定された医療機関を受診してくださいと、この場合においては医師会病院ですけれども、これを受診してくださいと。あるいは保健所の職員が訪問をして指導するという。それから、自宅待機をしてくださいという指示、こういったことが相談があったときに発熱の窓口、保健所のほうで指示をいたします。

それに基づいて医療機関に行くということで、これを徹底していかないと今言われますように医師会病院のほうに患者が殺到してくるということになりますので、ここのところを先ほどの予算で認めていただきましたパンフレット、リーフレットこういうものを家庭にお配りをして通常の段階から、こういった新型インフルエンザが発生した場合に町内で蔓延期になった場合には、医師会に行ってもほかの患者に移る可能性もあるし、また混雑しますのでということを十分理解をしていく必要があるのではないかとということで考えております。

そしてまたその場合には、町の広報を通じたり、あるいはお知らせ版等を通じたりして、かねてから対策を十分個人の方にも自分のこととして理解をしてもらう努力が必要じゃないのかなと

いうことで、そのような対策をしていきたいということでございます。

それから、防護服のことも出ましたけれども、防護服も今回私どものほうでも840セット購入をいたすことにしておりますし、消防の場合等でも購入をするわけですが、この防護服等につきましては、私どもで消毒をしなければならない場合の防護服、あるいは窓口でマスク等をして来られた方で発熱をされた方についてはマスクをしてくださいということをお願いしながら、この相談を受けるという対応もしなければならないものですから、そういった場合のことを考えて購入することにいたしております。

したがって、病院等については病院のほうでこれは購入をしていただくということで考えておりますので、今後エアートントが来た場合におきましては、医師会病院と一緒にあって拡張をする訓練、あるいは発熱外来を設置した場合の模擬訓練、こういったことをやっていかなければならないと思っております。

その中でいろんな問題、課題が出てくると思っておりますから、そのときにまた医師会病院のほうにも病院で必要なマスク等の購入については、こちらのほうからもお願いしていきたいということで考えているところでございます。

病室につきましては、一番最初言いましたように川内の市民病院で35床準備をするということになっております。それでもなおかつ足りないということになりますと、郡の医師会病院のほうでは21床ということではと言われておりますので、その分については対応ができるのかなというふうに思っております。

ちなみにどれぐらいの入院患者があるかということになりますけれども、今インフルエンザの行動計画を作成しつつあるんですが、その中で国の行動計画等に示されております医療機関の受診者数、あるいはウイルスの病原性が中程度、これは致死率が0.53割ということですが、それからウイルスの病原性が重度、致死率が2割ということですが、この場合にどれぐらいの入院者数があるかということを想定しておりますけれども、中程度の場合で本町で110人ぐらいかなと入院が必要じゃないのかなということ、それから重度になりますと410人ということを想定いたしております。

そうしますと21では足りないということが出てくると思うんですが、ここら辺についても今まで発生したことがないし未知の経験でございますから、想定範囲内ですけれども、こういった数値をもとにまた医師会のほうとも今後協議をしていく必要があるのかなというふうには思っております。

○麦田 博俊議員

ここで町長にお伺いしますが、今健康増進課長のお話しによりますと、結局旧型と新型、我々が聞いたらもう判らないんですね。熱が38度で、筋肉痛と体の怠さ、下痢症状、腹痛とか、もう今まで我々が体験した全く今までのインフルエンザとそんなに大差のない症状ですが、

町長は危機管理監をおくというようなことも言われておりますけれども選挙公約で。それで災害対応もですけど、やはりこの新型になりますと、今健康増進課でも通常業務があるわけです。

今は夏真っ盛りですからいいんですが、これから秋口から冬、12月、1月、2月頃がピークになっていくのかなと思うんですが、やはり行政としてそういう対応を組織だけはきちりと作っておくべき必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考えを町長はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

御指摘にありますとおり今のこの世の中というのは、何が起きるか判らないという状況がございます。こういう農村部地方においても、全く都会と変わらないような状況というのが、いつ発

生するか判らんということがございますので、私もいろんな危機管理というのを想定しながら、対応していく必要があるかなと思っていますところであります。

安全安心のまちを目指すということになりますと、やっぱり行政が町民の安全を最優先として取り組むという姿勢が大事でございますので、いろんなことを想定しながら、初期の段階で対応していくことが被害を最小限に抑える、あるいは町民の尊い生命といいますか、そういうことまで守れるということがあるかと思っておりますので、公約にも掲げましたとおり安全安心対策室、危機管理監というものを配置したいということで考えております。

その中でこういった防災、防災・防犯、あるいはつい最近のことでもありますけど、国民の行動計画、いろいろ国民保護法の関係もございます。そのほか、ございました新型インフルエンザ、あるいは口蹄疫とか畜産関係のそういう病気もありますから、いろんなことを想定しながら危機管理に対応していきたいということで考えております。

早急に8月1日には配置をしていきたいと、いうふうに考えているところでございます。

○川口 憲男議員

エアータント購入にあたりまして、3点ほどお伺いしてみたいと思います。

まず、郡の医師会のほうに設置するということでありましたから、その管理をどうされていくのか。町長のあいさつの中に財産取得ということがありましたから、財産を医師会のほうでどう管理されていくのか。あくまでも健康増進課が中心となつて管理されていくのか。ときより訓練もしていくということでしたから。

それと、初期の症状に対応にしていくなだと。私は当然郡医師会にそこで初期症状を勘案し裏の隔離病棟ですか、そこで対応されて行かれるものと思っていたのですが、ここで聞きますと優先順位的に川内市民病院のほうが先だということですから、またそこから二次的に輸送されるような可能性が出てくる方向性にあります。

ただそういうときに、先ほどありました消防署のほうでも防護服ですかセットされてますから、なんでまず郡医師会で隔離というか対応できない状況にあるのか。すぐそこにエアータントを設置して、医師会の隔離病棟でそれを対応できないのか、そこあたりの管理とその点を。

それから、この入札をされる中でドライブスルー方式でエアータントを設置して行かれるんだと。保健所、あるいは町当局に熱があつて、どういう病状があつてという電話があつたり、その発生が出てくると思うんですけれども、その時にすぐ医師会と連携、あるいは健康増進課が走って行ってエアータントを設置される状況になってくるんですけれども、その体制をどうして行かれるのか。

そして、どうせドライブスルーですから救急車の隊員とかいろんなのがすれば、エアータントの周辺まで車で連れて着方は十分できると思います。

仮に、個人の車で急いできたときに、例えばテントにぶつかったと。その破損のときの対応ができるようなものなのか、そこあたりも入札の中でそういうところも考慮に入れられたのか。

もう1点は、このエアータントなるものを使わなきゃ1年2年使わないときがあると思います。先ほど町長の説明の中にいろんな面で危機管理のほうで使えるようなことがあれば使うとのことの話だったんですけれども、年次的に年に1回か2回、そういうふうにしてエアータントを設置してすぐ使えるよということなんですけれども、それが2、3年使わなかったら、何年ぐらいの耐久があるのか、そこあたり入札の段階で業者の方々へのあれにされたものか。

その4点お聞きします。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

まず管理のことでございますけれども、この陰圧テントにつきましては先ほどから申し上げて

おりますように、新型インフルエンザの発熱外来設置に対応するものでございますので、今回の場合は伝播性は強いけれども、強毒性ではなかったということから今のところそういった大きな混乱等は招いてないわけですが、この鳥インフルエンザウイルスによる強毒型のインフルエンザが発生しますと、医療従事者をはじめ、当然役場の職員、あるいは警察の方、こういった方も感染するということで、多数の患者が発生し医療の破綻、あるいは行政機能の低下による治安の悪化、ライフライン等の麻痺、社会的機能が大きく低下する事態になりますことから、公益上必要不可欠なものであるという判断をいたしております。

ですから、この公益上必要不可欠ということから、さつま町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条の公益上必要があるときの規定を適用いたしまして、無償の使用貸借契約としたいということでございます。

その場合に、所有権は町のほうに残っておるということになりますので、所有権を残した形で無償の使用貸借契約を医師会と締結していきたいということで、今契約の文についても調整をしているところでございます。

そして、破損の場合の対応がありましたけれども。これはエアーテントですから、エアーでドームみたいに膨らましてございますので、少しぐらいの車が当たったぐらいでは破れないのかなと思います。一番怖いのはピンホール、千枚通し等で突き刺して穴が空いた場合の対応が困りますので、その場合はどうですかという話はしてございます。

これは国内のメーカーでございまして、補修はきくということ。また、応急に処置をしなければならぬ場合につきましては、ガムテープ等で貼ることで対応ができるというふうに聞いておりますので、そういった仕様のものを選んだということでございます。

それから、医師会のほうに発熱外来を設置して、川内の市民病院が一次的にということではございますけれども、段階的にはまず初期の段階から中規模、こういったところまでは川内の市民病院がその役割を担ってまいります。

しかし、これがもう蔓延期、大流行期になりますと、川内の市民病院の35床ももう満杯になってくると言うことが想定されますので、その段階で川薩保健所の現地対策本部のほうから薩摩郡医師会病院のほうにも発熱外来を設置してくださいというような指示連絡等が来ると思いますので、その段階で医師会と協議をして発熱外来を設置するという段取りになって行くものと思っております。

そして、その場合にどうしても重傷化する恐れがあって入院をしなければならないということにつきましては、早速郡の医師会病院の21床確保されている病床の中に入院をしていただくということになってまいりますので、その段階におきましても川内のほうにということとは決してないわけでございます。

それともう一つは、一般の方々が車で来られるわけですが、その判断につきましては車から降りられない段階で窓をちょっと開けていただいて、先ほど言いましたような症状の聴き取りをする、あるいは検温をする、こういったことをしまして、これはインフルエンザのようだということが判れば、その人は車から降りていただいて陰圧テントの中で医師が診断をする。

必要があれば入院をする。そうでない方につきましては、そのまま家に帰っていただいて自宅待機をしていただく、あるいは自宅療養をしていただく、こういう形で進めていきたいと思っております。これが発熱外来のドライブスルー方式の考え方でございます。

ただ、先ほども言いましたように、まだ模擬訓練等も1回もやっておりませんので、こちら辺本当にどういうふうにできるのかというのは、テントが来たときに拡張訓練とかそういうものを通じて実習をしていきたいということでございます。

また、これは使うことがないにこしたことはないわけですが、やはり保存をしておきま
すと虫に食われて穴が空いたりということもありますので、そういったことがないようにする
ということも踏まえて、拡張訓練、あるいは模擬訓練こういったものをしていきたいということで
考えております。

また、保管についても雨に濡れたままで保管するとなりますと、やはり屋外の運動会等で使う
テントにつきましても色が変わったりすることもありますので、そこら辺に対する対応も適切に
しながら保管をしていきたいということでございます。

保管場所としましては、医師会病院のほうにお願いをしておきたいということで、テント自体
はバッグに入るように収縮されて直すことができるようではありますが、冷房用の機械、暖房用の
機械、これを電気がないところに設置した場合の発電機、こういったものと一緒に付属品として
付いておりますので、ある程度のスペースが必要だということから、そういうことも含めて医師
会と今保管の協議をしているということでございます。

耐用年数につきましては、まだ新しい製品ということもあって、私どもも現段階で耐用年数が
どれぐらいかというのは確認いたしておりますけれども、相当年数、ピンホール等がないと、
他の状況をよくしておけば、相当年数の耐用年数は確保できるのではないのかなというふうには
理解をいたしております。

○川口 憲男議員

町長、先ほど健康増進課長の説明の中に郡医師会と無償貸付の契約を行うということの説明が
ありました。

その中にありながら、模擬訓練も課のほうから呼びかけてやっていきたい。それから、収納的
なもの郡の医師会のほうにお願いしていくということになっていけば、そういう例えば維持管理
の面で非常にずさんさが出てくるんじゃないかと思うんです。

郡医師会としても町の備品だから大事に取扱い、先ほど課長が申し上げられたように管理次第
じゃ耐用年数が延びていくんだということもありましたけれども、確かに物によってそういう非
常に懸念されるところが出てきますので、やっぱり医師会といえども無償貸付をするわけです
から、そこあたりの医師会との契約の中でそういう管理規定は十分おり込むべきと思うんです
けれども、町長はどういうふうにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

かなり高額な物でありますし、できれば長く使っていくことも大事でございますから、その辺
については管理にあたっては十分そういう貸付先との話し合いというのは徹底をしていくように
やっていきたいと思っております。

無償貸付にするのか、町の備品ですから、これについては町の所有で保管場所をその医師会に
してもらうとかその辺もありますから、管理については定期的な訓練とか、あるいは必要な時期
に広げて状況を見るとか、その辺の管理が必要かと思っておりますので十分留意をしていき
たいと思います。

○川口 憲男議員

町長の答弁の通りぜひそこあたりは確実にお示しをして契約をさせていただきたいと思
います。

それと健康増資課長、契約される中でやっぱり耐用年数は何年ぐらいかというぐらいは、も
うこれは鹿児島県内では恐らく初めてのことかなと感じるんですが、よそにしてみればテレ
ビ等に出てきておりますので、ある程度のこの耐用年数とかはメーカー的に持っていると思
います。

そういうことも含めた総合的なので入札をしていただきたいと、今後いろんなのが出てき
ます

ので、特にこういうふうにして永久に使えるという物ではないですから、老朽化してきて弱いところが出てくると思います。

そこあたりはしていかなことには今後こういうインフルエンザ等が出てきたときの対応というのは町でも早めに対応せんないかんと思いますので、耐用年数ぐらいは入札の中に入れておくべきだと思います。今後そのような対応をしていただくように要請しておきます。

○新改 幸一議員

今回の購入契約案件なんですが、陰圧式エアートtentということでございますけれども、今、川口議員のほうからございましたが、県内で初めてさつま町が購入するか、新型インフルエンザ対策ということですから、町村の備品として設置状況というのは県内はどんなふうなのか、判っておればお示しいただきたいと思います。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回購入するこの陰圧式エアートtentの同じ仕様の物については、県内ではないということでメーカーから聞いております。しかし、全国的には相当規模展開をしているということであるそうです。

ただほかのところがどういうふうにあるかということにつきましては、先般このインフルエンザ対策の会議が川内市民病院でありましたときに、川内の消防局のほうでも似たような陰圧tentを持っておられておまして、それを拡張してこういうものですよ、こういうところで発熱外来ができるんですよ、ということで展示をしてあったのは見ております。

○新改 幸一議員

今説明を受けましたが、ということになりますと、行政として県下町村として備品としてこういうtentを持っているというのは、さつま町が初めてということに理解すればいいということでございますか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回私どものほうで購入しますメーカーの物としては、鹿児島県内では初めてということでございますけれども、インフルエンザ対策ということで、その目的で買われたほかにあるかというのは私どものほうでは把握しておりません。

先ほどいいました消防署の分では、ほかの災害対策用の物も川内の分については、ほかの災害対策分も含めて今まで所有されておった物を展示してあったということでございます。

○平田 昇議員

素朴な質問です。説明があったかもしれませんが、この陰圧式という用語はどんな機能を意図しているのか確認させてください。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

この陰圧式といいますのは、ご存じのように通常の圧力より中のほうを下げてあるということです。陰というのをマイナスというとらえ方をしていけばいいと思うんですけど、逆に陽圧というのもあります。これは陰圧ということでございます。

陰圧に何故するかといいますと、新型インフルエンザの拡散を外に出さないという形でその中にインフルエンザのウイルスを持った方が診察をいたしますと、それが外のほうに拡散しないようにそのtent内にとどめておくということで、陰圧式tentというふうにしてございます。

ただこれは陽圧にもできるようになっております。両方使えると。

陰圧式という名称にはしておりますけれども陽圧式でも使えるという機能を備えておりますので、通常の災害等につきましては陽圧でも使えるということで考えております。

また、夏、あるいは冬場に対応するために、冷暖房装置も付いているという物でございます。

○平八重 光輝議員

課長の詳しい説明がありましたが、もし私の記憶違いだったら申し訳ないんですけど、現在はもう病院もどこでも行ってくださいと。軽い方は自宅療養してくださいというような病気になっているわけです。

先ほどサーズが出ましたけれども、サーズについてはもちろん強毒性ですからそういうのが必要であって即対応が必要なんです、新しい型のインフルエンザについては病院に熱が出ましたから行ってくださいって、新型かどうかというのは見た目では全く判らないわけですね。

検査をして何時間かあとに初めて新型であるかでないか判るわけですが、その間の対応というのは、相当重たい方はそういうところに行かれてもいいんでしょうけれども、普通に発熱された方は一般の病院に行かれるわけですね。新型であろうがなかろうが自宅で療養してくださいと軽い方は。

ということでどうしても必要な物なのか、私は少し疑問に思ったんですが、いろんなその法定伝染病とかそういうのがあった場合には、どうしても必要ではあろうとは思いますが、その辺の最初の政府の発表の中の対応というのは非常に必要であって、必ず隔離しなさいと一切別の方とは接触しないでくださいという話がだんだん症状も軽いし人が何千人という数になってきたら、対応ももう普通の病気、風邪とインフルエンザといいんですよという中でこの形なんですけど、そういう中でもどうしても必要な物というふうに判断されたわけですか。

○健康増進課長（楠木園建雄君）

今回のインフルエンザは、豚由来のインフルエンザということで、ウイルスの形がH1N1という型で伝播性は強いけれども毒性は弱いということから、通常インフルエンザと死亡者数、いろんなものを見ても同じぐらいだということから、国のほうでも一番最初は強毒型のインフルエンザを想定して空港での水際対策とか防疫とかいろいろやられましたけれども、その後の状況によって、先ほどから言われますように一般の病院でもできるようになったということでございます。

ただ今回、豚インフルエンザ由来のこの型については、こういう状況でございますけれども、新型のインフルエンザ対策の一番大きなのは、鳥インフルエンザからきますH5N1という強毒性の死亡率の高いというものを国は想定してガイドラインを作っております。

これの危険性というのは、もう人から人に移っていくように変異をしてきているということで、いつこれが大規模に発生するか、もうそういう状況に来ているんだというふうに、学者の中では秒読みの段階にあるというふうに言われる方もおられるぐらい、発生する可能性が高いということが言われておりますので、その強毒型のインフルエンザが発生した場合ということを想定いたしておりますので、どうしてもこれはいつ起こるか判らないという状況があるということから、早急にこれを準備しておかなければならないんじゃないのかなということから、今回これを整備するようにしたということ。

ですから、豚インフルエンザ由来のものがこうして毒性が弱くて普通のインフルエンザと変わらんよという油断があるようですけども、この油断は強毒型が発生する可能性があるということから、禁物ではないのかなというふうに思っております。

そのための対策を現段階でしておかなければならないということで考えているところです。

○平八重 光輝議員

趣旨がよく判ります。ただ、私が聞きたかったのは、一つは恐らく一般の病院に行って診察されて自宅に帰られたら、強毒性になった時点であっても、ほとんど伝染の防止するというのは不可能に近いんじゃないかと疑問もちょっと、それだけでその一つの、まあどれぐらいの設備で

あるか判りませんが、その一つでそれが予防できるというものではないのではないかと
う、ちょっと疑問があったものですからお尋ねしたところでした。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

お諮りします。「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結について」は、可決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第68号 陰圧式エアータント購入契約の締結につ
いて」は、可決されました。

△日程第4「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自 動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締
結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結につ
いて」であります

これは、災害対応の特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の購入契約を締結しようとするもの
であります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の
規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたし
ます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○消防長（田上 泉君）

それでは「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結につ
いて」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号については、会議規則第39条第3項
の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。ただいまの議案第69号について質疑はありませんか。

○麥田 博俊議員

前に説明があったのかしれませんが、災害対応特殊水槽付消防ポンプ。自分の考えでは、水槽が付いていて水利が長くいったときにまず引くまでにパッと出せると、いう感じがするんですが、災害対応の特殊水槽付、ここの説明と、それから何トンぐらいで初期消火に普通に1本使って何分ぐらい水が出るのか、通常の水の出し方でお教え願いたいと思います。

○消防長（田上 泉君）

まず第1点の災害対応特殊の内容でございますが、これについては補助対象規格の名称が災害対応特殊水槽付消防ポンプ車ということで規格をされておりまして、これについては主に緊急消防援助対応の消防水槽車ということでございまして、さまざまな災害に対応できる特殊な装備を持った水槽付の消防ポンプ車と認識をいたしております。

それから、2点目の放水時間でございますが、今回従来の1.5トン型から2トン型に水量を増やしたわけでありまして、概ね放水時間が通常の3キロ放水でだいたい3分程度というふうに理解をいたしております。

○麥田 博俊議員

先程言われた様々な災害というのは、そこがちょっと具体的に説明を願いたい。

○消防長（田上 泉君）

大変失礼しました。今度のこのタンク水槽付きの消防自動車については、主に5つの特徴がございます。

第1点は、先ほど申し上げましたようにタンク容量を1.5から2トンに増やしたことで初期消化能力を向上させるということでございます。

それから2点目が、水利確保が困難な地域における林野火災、それから油火災、水損被害が懸念されるマンション火災等に対応するために、少ない水で効果的な消火機能を有する高圧噴霧消火装置を導入いたしたところでございます。

3点目が、夜間時の災害活動の安全確保を図るために、従来の照明装置よりも照度が高く、また寿命の長いメタルハライドランプと申しますが、こうした照明装置を導入いたしました。

4点目が、隊員の作業負担の軽減を図るために、これまで鋼鉄製の重いハシゴを使っておりましたけれども、それを軽いハシゴに替えて、また積み降ろしを自動昇降装置にしたということでございます。

5点目でございますが、緊急消防援助隊として他県に出動する場合を想定いたしまして、カーナビゲーションを装備いたしたところでございます。

○新改 幸一議員

簡単な質問になりますが、今回のこの特殊消防自動車ですが、特殊が付いているように署員は全員がこの車は運転ができるということなのでしょうか。

○消防長（田上 泉君）

車の大きさと免許の関係でございますが、総重量を11トン未満ということにしてございまして、中型自動車免許での操縦が可能ということで、十分現在の職員で対応できるということでございます。

○平八重 光輝議員

入札は再入札になっておりますが、この原因といいますか、予定価格を非常にシビアにされて低かったからなったのか。再入札でこう落ちてるわけですが、再入札の際の仕様は全く1回目の入札仕様と一緒になのか、その辺をお尋ねします。

○消防長（田上 泉君）

今回の再入札につきましては、先の全員協議会の中でいろいろと経過を説明させていただいたところでございます。また、再入札につきましては当然仕様の中身を見直しを図りながら、継ぎ足しました4,800万円の総事業で十分賄えられるような仕様にいたしましたところでございます。

○平八重 光輝議員

見直しということは、それだけ部品というか必要なものを落としたというふうに理解すればいいわけですか。

○消防長（田上 泉君）

仕様の見直しに当たりましては、先の不落の反省のもとに機能を変えないで材質等を若干グレードの高い物から、それ以下の物に落としたところです。

例えば、具体的に申し上げますと、水槽のタンクの材質をステンレスを予定しておりましたけれども非常にこれが高価であるということでございまして、それをアルミに落としたということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第69号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について」は、可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成21年第7回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会時刻 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 平八重 光 輝

さつま町議会議員 平 田 昇